

「超短時間雇用」の創出に向けて

神戸市では、東京大学との共同事業で週20時間未満（超短時間）の雇用を創出する取り組みを進めています。障害のある方、しごとや生活に困っている方の多様な働き方の創出をめざす取り組みです。



東京大学
×
すいせい
×
神戸市

超短時間雇用について

様々な仕事を抱えていて本来取り組みたい業務や「いつかやりたい」と思っていた業務に
取り組むチャンスがない



働く能力があるにもかかわらず、個々の状況等から長時間の就労が難しい方の社会参加が促進されにくい（障害者雇用率の算定対象外）



週20時間未満の超短時間雇用の実現

人手不足の解消

障害者雇用への理解が深まる

業務効率の改善



個々の状況に応じた働き方が可能になる

多様な働き方の選択肢

障害者の就業機会の拡大

雇用までの流れ

超短時間雇用に取り組みたい企業の方

企業訪問
(業務切り出し)

まずはコーディネーターにご相談ください

働いてみたい方

面談
(見極め)



企業見学

実習

面接

雇用

ご相談ください

- 超短時間雇用に取り組んでみたいが、どんな仕事をしてもらえばいいの？
- 会社の業務が忙しいので、短時間でもいいから人手がほしい！
- 障害のある方と一緒に働いたことがないので不安・・・

短時間雇用創出コーディネーター がサポートします！

お問い合わせ ※神戸市委託事業

しごとサポート西部

〒655-0893 神戸市垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階

TEL：078-708-2861

FAX：078-704-4040

E-mail：seibu-suishin@sfsuisei.org



超短時間雇用に関するQ & A

超短時間雇用に取り組むことで、企業にはどのようなメリットがありますか？

超短時間雇用で働く人が「戦力」となることで、社員の方の業務時間の縮減や労働力不足の解消が期待できます。

また、今後の障害者雇用率見直しを見据えて、これまで障害のある方と一緒に働いたことがない企業の方については、障害者雇用への理解を深めていただくことができます。



超短時間雇用に適した仕事は、どのような仕事ですか？

①「いつかやりたい」と思っている仕事や、②社員でなくてもできるマニュアル化された定型業務、③繁忙期に向けて事前にコツコツ処理できる業務などが比較的向いていると言えます。（例：普段なかなか行き届かない場所の清掃や、書類の電子化など）超短時間雇用に取り組んでいただく企業様に対しては、日々の業務のヒアリング等を通して「業務切り出し」のお手伝いをいたします。



いずれは勤務時間を延長し、週20時間以上にステップアップするのですか？

この取り組みでは、勤務時間を延長したり、担当業務を拡大することを前提とするのではなく、個々の働く力に応じて、働く場を提供していただくことを目的としています。そのため、時間の延長や業務の拡大の際には、まず、支援者とよくご相談いただきたいと思います。

また、働く方ご自身が、超短時間雇用を経験したことで自信がつき「週20時間以上の雇用にチャレンジしたい」という意向がでてきた場合も、支援者とよく調整していただきますようお願いいたします。

賃金の支払いは必要ですか？

短時間の勤務であっても「雇用」であるため、最低賃金（兵庫県は時給871円 ※平成30年10月1日現在）以上の雇用をお願いします。交通費の支給については、ご協力いただく企業様の判断になります。

どのような雇用形態で雇えばいいのでしょうか？

パート・アルバイト雇用等で対応をお願いいたします。

雇用が困難な場合は、謝金の支払で対応していただく方法もありますが、その際は保険加入をお願いいたします。

雇用後は、どのようなフォローがありますか？

しごとサポート（障害者就労推進センター）等の支援機関から、専門スタッフが職場に出向き、ご本人と面談したり、職場の方のご意見を伺うなど、働き続けられるようにバックアップいたします。

☆超短時間雇用の障害者を受け入れていただく場合にお願しいたいこと

- ・できる限り、雇用前に実習期間を設けてください。
- ・雇用していただく障害者が担う業務のマニュアル（手順書）の作成をお願いいたします。障害者がマニュアルを見ながら、自立して仕事ができる具体的な手順を記載していただけるなら、簡単なメモ程度で結構です。コーディネーターがマニュアル（手順書）作成のお手伝いをさせていただきます。
- ・東京大学による効果分析（人事担当者様や雇用障害者へのヒアリング等）にご協力をお願いいたします。